

拠出金・基金
の名称

国連人権高等弁務官事務所拠出金

種 別

イヤマークのみ 一部イヤマーク

【拠出先の国際機関名】国連人権高等弁務官事務所

【所管官庁担当局課・室名】外務省総合外交政策局人権人道課

【当該任意拠出金の目的・用途等】

我が国は拠出金の用途の明確性を重視し、任意拠出金を全て、2分野・2か国にイヤマークしている。分野では、①特定の国または分野に関する人権の特別報告者の活動支援費用、②強制的失踪作業部会。国・地域に関しては、①カンボジアにおけるフィールドプレゼンス、②ソウルにおけるフィールドプレゼンスに拠出している。

【最近3年間の我が国支払額及びODA率】

単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成28年度	13,119	109		1米ドル=120円	100%
平成27年度	13,119	119		1米ドル=110円	100%
平成26年度	221,677	2,285		1米ドル= 97円	100%

【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】

総理や大臣が施政方針演説や外交演説において、人権・民主主義といった基本的価値の推進につき言及している中、OHCHRへの拠出は、我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善や女性の人権の保護・促進を含めた人権外交を引き続き積極的に推進していくために必須である。また、慰安婦問題等のセンシティブな問題が人権条約体で提起される場合においても、拠出金を負担するドナー国のひとつとしての立場に立って、我が国の主張を効果的に表明することができる。OHCHRは、年3回開催される人権理事会の事務局としての機能を有しているが、我が国は普遍的価値たる人権の保護・促進を推進する立場から、人権理事会の理事国としての地位を継続して確保することを極めて重視し、人権理事会設立当初から現在まで、計9年にわたり理事国を務めてきている。

その成果として、例えば、2008年以来、我が国とEUが共同で人権理事会に提出し、10年連続で採択されている北朝鮮人権状況決議がある。同決議は、北朝鮮の組織的、広範かつ深刻な人権侵害を最も強い表現で非難し、北朝鮮に対し、拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求するものである。2013年3月には、北朝鮮の人権状況に改善が見られていないことを踏まえ、新たに調査委員会(COI: Commission of Inquiry)を設置することを内容とする決議を提出し、無投票採択された。また、2016年及び2017年は同決議がコンセンサス採択された。

【備考】